Senior Partners

共に寄り添い、つながっている安心を

☎ 0224-86-4234

ご相談は完全予約制です。

ご対応地域	宮城県、福島県、秋田県

一般社団法人
シニアパートナーズ
〒989-1245
宮城県柴田郡大河原町字新南28-10
シニアパートナーズ 相談 検索
www.senior-partners.jp

10th Anniversary
おかげさまで創立10年

共に寄り添い、つながっている安心を

シニア世代の相談窓口として、
皆様の安心と、これからの、
豊かな暮らしを見つめ続けます。

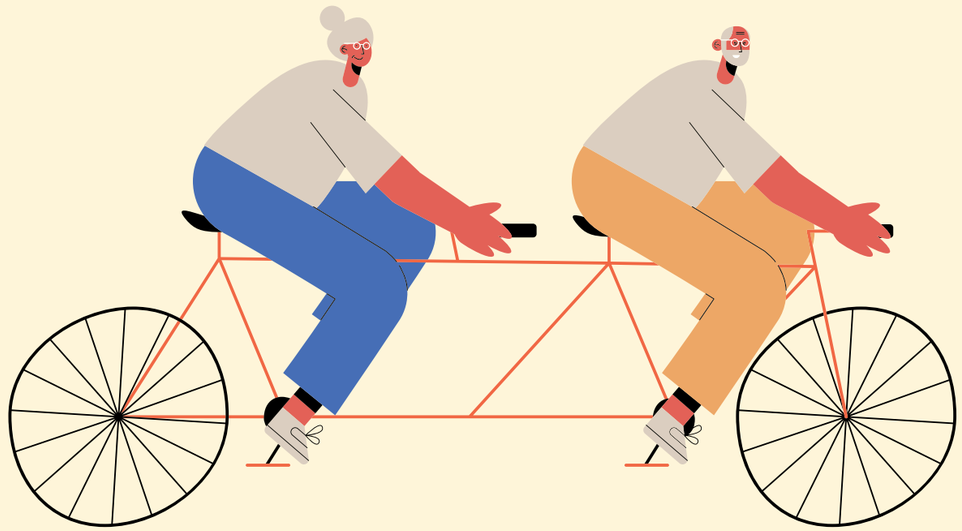

一般社団法人
シニアパートナーズ

ひろがり　ふかまる　ご縁に感謝

一般社団法人シニアパートナーズは2013年（平成25年）に設立され、今年の7月で法人設立10周年を迎えました。これまで出会い、ご縁のあった皆様に法人を代表し、心から感謝を申し上げます。

思い返しますと法人設立当初、全国的にも成年後見人等を受任している法人が少なかったにもかかわらず、県市町福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会・医療従事者や福祉事業者皆様に、設立したばかりのシニアパートナーズを信じて、頼っていただけたことがきっかけとなり、これまでの実績につながり、社会に広く貢献することができたのだと確信しております。誠にありがとうございました。

おかげさまで仙台家庭裁判所管内（仙台・大河原・石巻）・秋田（大館）家庭裁判所管内での法定後見（後見・保佐・補助）受任件数は85件、宮城・秋田・福島県での任意後見契約数は159件となりました。（令和5年6月末現在）

一見、多くの方々を支えてきたかのように思われますが、実は反対なのです。私たちは多くの方々に教えられ、たまには叱られ、共に泣き笑いながら今日まで支えられてきたのです。

そして、支えてくださった皆様の「嬉しい・楽しい」「辛い・悲しい」ばかりではない「生涯」の幕引きと、遺された方に気持ちや想いを「繋ぐ」ことを託されてきました。これらすべての経験は、私たちシニアパートナーズを成長させてくれた大切な宝物です。

これまで出会ってきた多くの皆さん。そして、先に旅立たれた100名を超える皆さん。これからもシニアパートナーズと共に泣き笑いながら、どうかつながっていてください。

「共に寄り添い、つながっている安心を」

大切な将来に不安や悩みを感じたら、気軽に私たちにお話してみてください。
ほんの少しでも、前向きになることが出来たなら、それが私たちシニアパートナーズとの「縁（えにし）」の始まりです。

令和5年7月吉日

一般社団法人 シニアパートナーズ
代表理事　鈴木佳寿

●後見人等受任実績

※令和5年6月末日 現在

法定後見人等受任・任意後見契約件数	
後　　見	63件
保　　佐	17件
補　　助	4件
任意後見契約	159件
合　　計	**243件**

表記の件数には、被後見人等死亡により終了したものも含まれております。

気軽に頼れる人がおりません。

私の代わりに役所・福祉事務所・年金等の手続きをしてくれる人がおりません。

私が緊急で入院した場合、子供たちが遠方なので対応してくれるか心配です。

私が意識を失っていた場合、代わりに施設費や入院費、生活費の支払い手続きを誰にお願いすればいいかしら。

こんな不安はございませんか

～不安はだれにでもつきもの～

施設に入所しようと思うけど、役所の届出や福祉事業者と連携して緊急連絡先になってくれる人がおりません。

入院したら、定期的に必要なものを届けてくれる人や手術の立会をお願い出来る人がおりません。

今は大丈夫だけど、もし認知症になったら、誰が財産を守り身上保護に努めてくれるのだろう。知らない人には頼みたくない。

私に万が一のことがあったら、身元の引受やお葬式、埋葬手続きをしてくれる人を自分で決めておきたい。

私亡き後、さまざまな事務手続きや遺言執行を頼める人がいない。

私たち亡き後、障がいをもった子供のことが心配でなりません。長期的な援助をお願いできる人はいないかしら。

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護、福祉サービスを利用するための手続きや契約等を結んだりすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、判断できずに契約を結んでしまい、訪問販売や振り込め詐欺などの悪徳商法の被害に合う恐れもあります。

このような**判断力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。**

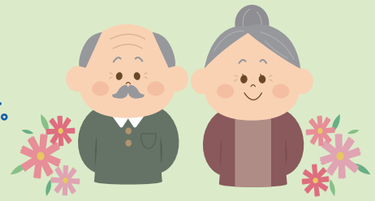

たとえば、「こんなとき」

Q 一人暮らしの母親（80歳）が軽度の認知症と診断されました。訪問販売や振り込め詐欺等の悪質商法に騙されないか心配です。

A 成年後見人等に与えられた権限によって、本人が成年後見人等の同意を得ないで結んだ契約は取り消すことができるので、悪質商法等のトラブルを防ぐことができます。

Q 最近物忘れが酷く、預貯金の出し入れ等、金銭管理に自信がありません。また、けがや病気で入院することになったり、介護が必要になったりしたときの手続きも一人でできるか不安です。

A 本人に代わって、成年後見人等が預貯金や不動産などの財産管理、介護サービスなどの利用時の手続きや契約等を支援していきます。

Q 私（61歳）は現在一人暮らしです。将来、認知症になったらなどと考えると不安になります。元気なうちに誰か、信頼できる人に将来の財産管理等を頼みたいです。

A 認知症などで判断能力が不十分になったときに備え、財産管理等の法律行為を本人に代わって行う人（任意後見人）を予め決めておくことができます。

Q 既に成人した娘には、知的障害があります。親の私たちが高齢になって、世話ができなくなったら、と心配です。

A 成年後見人等には、親族以外にも法律や福祉の専門家、シニアパートナーズ等の法人からも選任することができます。詳しくは17ページをご覧ください。

シニアパートナーズは、成年後見人等として、皆様をお手伝いしている法人です。

成年後見制度のしくみ

成年後見制度は、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つに分かれています。

法定後見制度は、現在すでに認知症や知的障害、精神障害等の理由で、判断能力が十分でない方が対象となり、本人の判断能力の程度に応じて、**「後見」「保佐」「補助」**の3つの制度に分かれています。

一方、**任意後見制度**は、現在は判断能力が十分にある方が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。

成年後見制度の種類と内容

		法定後見制度 判断能力が不十分な人			任意後見制度 現在は判断力のある人
名　　称		後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
利用できる人		日常生活で、判断能力が欠けているのが通常の状態の方	日常生活で、判断能力が著しく不十分な方	日常生活で、判断能力が不十分な方	現在は判断能力が十分ある方
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
支援する人が与えられる権限	代理権	本人が行う、全ての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
	同意権・取消権	日常生活に関する行為※以外の全ての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

※日用品（食料品や衣料品等）の購入等、「日常生活に関する行為」については、取消しの対象になりません。

判断能力が不十分な方は法定後見制度が利用できます

法定後見制度は、本人の判断能力の程度によって、**後見制度、保佐制度、補助制度**に別れ、支援する人も**成年後見人、保佐人、補助人**と名称が変わります。

これらの支援する人が、**同意権。取消権・代理権**などの権限の範囲に応じて、本人の預貯金や不動産などの管理（財産管理）※1、また介護サービスなど日常生活でのさまざまな契約（**身上保護**（しんじょうほご））※2を結ぶときなどに支援していきます。

※1 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。

※2 身上保護

監護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続きや費用の支払い（療養看護）など、日常生活に関わってくる契約などを支援します。

同意権・取消権とは

本人が契約などの法律行為を行うときには、成年後見人等の同意が必要になります。

また、成年後見人等の同意がないままに、本人が契約などの法律行為を行ったときには、成年後見人等が取消すことができます。

代理権とは

成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行うことができます。

たとえば、本人が介護、福祉サービスなどを利用するときには、成年後見人等が必要な契約や費用の支払いを行い、さらにサービスが適切に実行されているかを確認します。ただし、法律行為に限られていますので、実際の介護などは成年後見人等の職務ではありません。

また、預貯金などの財産管理なども行います。

法定後見制度を利用する場合に必要な申立に関すること等、詳しくはお問い合わせください。

現在、判断能力が十分な方は任意後見制度が利用できます

任意後見制度とは、現在は判断能力の十分ある方が、認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて、財産管理や身上保護に関する法律行為を本人に代わって行う人（任意後見人）と支援の範囲をあらかじめ自ら決めておく制度です。

任意後見制度の利用手続き（一般例）

任意後見の依頼をします

本人と後見を依頼された人（任意後見受任者）が支援する範囲など任意後見の内容を話し合って決め、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

任意後見契約公正証書の作成には、公正証書作成の基本手数料、登記嘱託手数料等の費用がかかります。

家庭裁判所

申立てをします

申立人（本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者）が本人の判断能力が十分でなくなったとき、家庭裁判所に任意後見監督人※選任の申立てをします。

※任意後見監督人とは、本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックする人です。

任意後見監督人が選任され、後見が開始されます

任意後見監督人が選任され、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見監督人の下で契約内容に従って本人を保護、援助します。

任意後見監督人への報酬は、家庭裁判所が決めた額が本人の財産から支払われることになります。

将来に備えて、公正証書で契約する任意後見契約は、それを中心として広義の支援を可能としています。

詳しくは、次ページからご覧ください

わたしたちに出来ること　～今　話しておきたい　大切な将来のために～

ご自分の気持ちや状況	今は大丈夫だけど将来が心配 体力に自信がなくなってきた	判断能力が低下してきた	ご逝去後の短期的な手続き	ご逝去後の財産の処分など	将来の供養
利用する契約や制度	見守り・財産管理委任契約	任意後見契約	死後事務委任契約	遺　言	
わたしたちに出来ること	定期的な面会等を行います。又、入院や施設入所が必要な場合には手続きを代理します。 尚、財産の管理や生活上の様々な事務を代理で行うこともできます。 	ご自分がこれまでしてきた財産の管理や様々な事務手続きを家庭裁判所が選任する監督人の監督のもと行います。 	身元の引受や葬儀に関する事務、病院・施設への支払い、債務の精算等を行います。 	ご自分亡き後、最期の意思表示として遺された大切な想いを遺言執行者として執行します。 	お墓がない方には、永代供養の手続きを行います。 （永代供養墓をご希望の場合、宗旨や現在の墓地について詳しくお知らせください。）

これからの安心のために「頼れる家族」

シニアパートナーズの財産管理・任意後見・死後事務委任契約は

「頼れる」という安心を提供するものです。

これからの生活を穏やかに送れるよう、

様々な相談から支援※1を、家族代わりに提供するものです。

※1　以下の内容は含まれません
- 身体の介護や介助
- 当法人車両を利用しての通院など
- 緊急車両（救急車）への同乗
- 養子、子の認知、結婚、離婚などへの意思表示

シニアパートナーズは

これからの生活を、穏やかに安心して送れるよう、

様々な相談から支援※1をおこなっています。

シニアパートナーズとの契約

必ず公正証書にて取り交わします。

公正証書は法務大臣が任命する公証人（元裁判官・元検察官等）

が作成する公文書で、東京法務局に後見登記、公証人役場に

原本が保管されます。

契約時には必ず公証人があなたの真意を確認し、

確実な内容の契約が結ばれるようサポートします。

シニアパートナーズとの契約は、

公文書（任意後見契約公正証書）で

契約するという「安心」も備えています。

信じて頼ること

気軽に頼れる人

まだまだ元気だから大丈夫。 だからこそ備えて欲しい。

なんでも相談できる人。 いつでも頼れる人。

わたしたちは不安や悩みをうけとめ、各機関と連携した支援を提供しています。

病気は突然やってくる

ある日突然、思わぬ病気が見つかった。

私たちは入院手続きや緊急連絡先、

身元引受人として、様々なお手伝いをしています。

入院や手術に備える

入院すると何かと準備するのも大変です。

必要な物品の調達や手術となれば立会人が必要です。

そんな時にも頼れる人。

代理人としての援助

入院費以外にも自宅の公共料金等の生活費はかかります。

そんな時も、あなたの代理人として、

財産の管理や生活費の支出の手続きをおこないます。

様々な機関との連携や届け出

あなたが入院した後、介護が必要になりました。そんな時も、

役所や福祉事務所、介護保険に関する申請手続きをおこないます。

施設入所手続きに必要なこと

施設に入所することになったら、

緊急連絡先や、身元引受人が必要です。

私たちは緊急連絡先や身元引受人として、

365日体制で対応しています。

認知症や病気で判断能力が衰えたら

私たちは任意後見人として、

あなたにずっと寄り添い続けています。

その後の病院との契約や、

施設入所の手続き等も

心配しなくて大丈夫。

これからを寄り添う人

任意後見人の備え

任意後見契約は、東京法務局に登記されます。

あなたが認知症や病気で判断能力が衰えている場合、

家庭裁判所に任意後見監督人の選任申し立てをし、

監督人のもと、財産管理や身上保護支援をいたします。

任意後見人として支援

私たちは、あなたの任意後見人として、

判断能力が衰えたとしても、ずっとそばに寄り添いつづけます。

入院・入所手続きや、役所・福祉事務所・年金等の手続きを行ったり、

もちろん、その後の生活費一切を支払う手続きもいたします。

Check!!

任意後見制度の流れ　※任意後見制度は、判断力に問題のない元気な方がご利用できます。

いつかは訪れる旅立ちのとき

最期を看取る人

私たちは、最期を迎えようとするあなたのそばに

付き添いたいと思っています。

そのときをどう迎えるか。私たちは一緒に考えます。

身元引受人 ～ お葬式・埋葬

365日体制で、私たちは万一に備えています。

喪主としての支援はもちろん、ご遺族と相談しながら、

最期の旅立ちを支援することもできます。

旅立ちのあと

あなたの遺志を尊重したお葬式や、埋葬手続きをいたします。

しかし、それで終わりではありません。

その後にも病院や施設の精算、公共料金や税金の精算、

年金の手続き等の煩雑な事務があります。

あなた亡き後、私たちはあなたと約束したこと（契約や遺言）を

もとに家族や相続人に「あなたの遺志」を引き継ぎます。

又、お墓がない場合など永代供養の手続きをいたします。

これまでに感謝

これからも共に

親なきあとのこと

障害のあるお子様を持つ親御様にとって、自分たちに万が一のことがあったら、お子様の生活がどうなるのか、これは大きな心配事です。

それは、切実な問題なのに**「まだまだ先の話」「誰かに任せれば良い」「自分は健康だから大丈夫」「何をすればよいのかわからないから」**という理由で、備えることを先延ばししている方も多いのではないでしょうか。

しかし、残念なことではありますが、誰にも必ず「親と子の別れ」が訪れます。

それがいつ起こるか分からないからこそ「出来るうちに備えること」が必要なのです。

現在、その備えとして、とても有効な制度が成年後見制度です。そして、この制度を活用しながら、さらに「遺言」や「信託」を組み合わせることで、親御様自身の将来にも備えることが可能です。

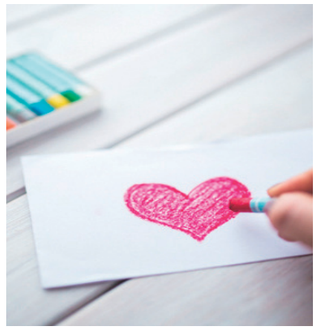

私たちは、親なきあと問題に備えたいという多くの皆様に、後見業務に携わる法人として「成年後見制度についてわかりやすくお話しすること」「制度の趣旨を理解していただくこと」「満足いく制度の利用を共にかんがえること」「親御様と連携を図り、お子様を援助すること」を目指してまいりました。

私たちのこれまでの経験をこれからの将来のためにお役立てください。

事前に親御様の理想とするカタチを準備していれば、遺された方々も親御様の遺志をきっと、引き継いでくれるはずです。

まずは私たちにご相談ください。

「親なきあとセミナー」で講演させていただいた際に、参加者様からのご意見です。

※そのまま掲載しています

- **鈴**木先生、本当にありがとうございました。死後事務処理や報酬費用が底をついた時のお話、励まされました。どうか息子にもそんな縁に恵まれますように。そして、玉石混交の中でも、鈴木先生のような心ある方が報われますよう願います。（D様）

- **私**どもが死んでも息子を大切にしてくださる心ある事業所だと思います。（E様）

- **大**変参考になり参加できたことに感謝致しております。シニアパートナーズさんが東京進出されることを強く希望しております。（F様）

- **大**変わかりやすかったです。初めて後見人制度について聞いたため用語を理解するのに必死で、内容の理解までできたかどうか怪しいです。鈴木先生の説明がとても分かりやすかったため、ぜひまた鈴木先生の講演を聞きたいです。よろしくお願いいたします。（S様）

- **鈴**木先生のお話、とてもためになりました。シニアパートナーズさんにご相談させてほしいと心から思いましたが、東京で鈴木先生のような方と出会えるよう頑張りたいと思います。ありがとうございました。（V様）

- **障**がいのある子供の後見人はとても必要なものだと思っています。ただ、鈴木先生のように被後見人に対して本当に親身になって考えてくれる後見人に必ず出会えるとは限らず、後見人制度は親としてはとても使いづらいものであると感じています。その対策には任意後見制度が有用だと思いますが、具体的にベストな方法を教えて頂けました。ありがとうございました。（M様）

- **鈴**木先生のお話は大変分かりやすく次回のお話も参加するつもりです。たくさんの質問にお答えくださり、誠実なお人柄が伝わってきました。（O様）

- **今**日も本当にためになるお話でした。ありがとうございました。鈴木先生のような信頼できる後見人さんが見つかると良いです。（Q様）

- **32**歳の知的障がい者の娘と両親の三人くらしです。まだ両親とも元気で子供も民間企業で12年働いています。今後の指針とすべく親なき後の設計を考えていこうと思います。成年後見制度を考えるとき、ダウン症の子のことばかり考え、自らのことは全く考えなかったです。気づかせていただきありがとうございます。（U様）

皆様からのお手紙

子供に恵まれなかった私共夫婦の心配の種は、老後必ず訪れる葬式・病気・認知症、そして孤独死やあれこれです。

近くに兄弟や姪がおりましても気軽にお願い出来ることとは違います。本当にどうしたらよいのか。その術もなく心に重くのしかかっておりました。

そんな時、シニアパートナーズさんの家族代わりの支援をする「頼れる家族」のことを知り、本当にこんな素晴らしいものがあるのだろうかと身体が震えるほどでした。直ぐに電話で資料請求をし、パンフレットが送られてきました。私は夢中で目を通し、こんなことまで見知らぬ他人が手を差し伸べてくれるなんてと感激と同時に直ぐには信じられませんでした。そして、ちょっと待てよ……今、老人相手にいやな事件が多発していることもあり、ひょっとしたらという不安も横切りました。しかし、誰が何と言おうと、この制度が本当ならば絶対に素晴らしいものです。（中略）

その後、市民センターでの説明会に二度伺い、シニアパートナーズの職員の皆様の、ほのぼのとした気負いのない人柄を拝察させて頂きました。そこで、やっと私共は「大丈夫、安心できるところだ」と納得し、ここに全てを託してお世話して頂こうと決心致しました。（中略）

もうこれからは何も心配することはなくなったのです。誰にも迷惑をかけずに生きていけます。安心して老後を迎えられます。一人になっても大丈夫と思えるようになりました。強い味方が出来たようでこんなありがたいことはありません。心に重くのしかかっていた、もやもやが消えて、私の心は明るくなったような気がします。

シニアパートナーズさん、これから色々お世話になると思いますが何卒、よろしくお願い申し上げます。感謝の心で一杯です。

平成27年7月吉日

仙台市太白区 K様

K様へ下記のようなお返事をいたしました。これはK様へ宛てたお手紙です。

K 様へ

前略、K様。思えばK様からお問い合わせを頂戴してから、十カ月が経過しました。セミナーにも二度、お出で頂き、ありがとうございます。私たちシニアパートナーズは皆様と必ず「対面」して、将来への不安や悩みを徹底して伺うことからお付き合いさせて頂いております。又、一生涯の契約を交わすわけですから、絶対に契約を急かすことはありません。K様には、ご自身が納得するまで十分ご検討頂いた結果、私たちを選んで下さったのですから本当に嬉しい限りです。

このお手紙を拝見したとき、K様はじめ契約者皆様のご期待に必ず添える法人になろうと、新たな気持ちになりました。応援のお手紙を頂けて、私たちの方こそ感謝の心で一杯です。これからも精一杯ご支援させて頂きます。どんなことでも気軽にご相談ください。

草々

平成27年8月吉日

㈳シニアパートナーズ
代表理事 鈴木佳寿

拝啓

シニアパートナーズの皆様。いつも温かくお見守りくださいましてありがとうございます。早いもので、私ども夫婦がシニアパートナーズさんにお世話になるようになってから、三年が経ちました。おかげさまでお世話になってからあれほど心配し、悩み苦しんだ事々「誰が葬儀をやってくださるか」「病気になったとき、どのたに助けを求めたらよいのか」「認知症になってしまったときはどうしたらよいのか」と胸が張り裂けそうでしたのに、家族代わりの支援をしていただき、私が抱え込んでいたあらゆる不安や心配事が一気に吹き飛んでしまったかのように、難問題はすべて解決することができました。このような素晴らしく、ありがたいシニアパートナーズには感謝しても足りないくらいです。自宅訪問の見守りは、口下手な主人と話題に乏しい私にとって、何を話したら良いのか緊張してしまいますので、二人が元気なうちは月に、何回かの電話での安否確認をしていただけたらと思っていたのですが、何度か訪問していただいているうちに打ち解けることができて、今では言わなくてもよい話までしてしまうようになりました。また、団体旅行の緊急連絡先になってもらったり、脳梗塞により救急車で搬送されたときも、入院時の身元引受人になっていただいたり、遺言や尊厳死の手続きなどをお手伝いいただいたりと何もかもご相談させていただいています。

私たちはもう二人きりではないんだ！シニアパートナーズさんが、いつも後ろ盾になってくださると思うだけで安心して生きることができます。日々安らかに穏やかに過ごすことができますのもシニアパートナーズさんのお陰でございます。ありがとおうございます。どうぞ、シニアパートナーズの皆様、お身体には十分ご留意くださりまして、大勢の皆様をお見守りくださいますようお願い申し上げます。

敬具

仙台市太白区 K様
3年後のお手紙

いつも心の支えとなりお護り下さいましてありがとうございます。
代表、最後のお願いがございます。

シニアパートナーズの職員皆さんに秘密にしておりましたが、私はどうも末期ガンのようです。最近、強い痛みと戦っておりました。
8 月 18 日 MRIをとる事になっていて、おそらくすぐ入院になると思っていますが気になるのは八十八才になる高齢の主人の事です。
主人は健康に自信があるのですが、高齢の為あれこれ分からない事が多々出て来て一人で家に残す事が心配でなりません。
施設入居を勧めたのですが絶対いやだと申します。
食事の件は一応、宅配食を手配しておりますが心配でなりません。どうか代表が適当と思われる施設への入居（すぐでなくてもよいです）させて下さいます様お願い申し上げます。

私の葬儀の件ですが家族葬にして慎ましく、それでもお花を一杯飾って頂きたく存じます。
香典返しは○○のお茶と○○のお菓子を使って下さいませ。

なおらいの食事は○○の法要膳。それとお引出物と云うのでしょうか。これもコーヒー店（名前が出て来ませんがコーヒーカップの美しい所）のコーヒーと五千円の商品券をご用意して頂きたいのです。

色々ご迷惑をおかけする事になりますが頼みは鈴木代表しかおりませんので何卒よろしくお願い申し上げます。
それから わずかばかりの預貯金を主人にまかせてよいものかと不安です。
どうぞ御相談に乗ってくださいませ。

追伸　お金がかさんでもかまいませんので安否確認を月一回ではなく増やして頂けませんでしょうか。

仙台市太白区 K様
7年後のお手紙

親類と疎遠の方や身元引受人になっていただける方のいない高齢者には必要な入院、医療行為をあきらめてしまう方もいらっしゃいます。また、高齢者施設では、身元引受人がいないと入所できない場合があります。

シニアパートナーズのように、成年後見支援（法定・任意）の一環として入院の手続き、万一の埋葬支援まで幅広い支援をしてくださる社会資源ができたことで、このたびは利用者本人が安心して治療に専念することができました。ありがとうございました。

宮城県A市　地域包括支援センター　社会福祉士 様

私は高齢者の相談窓口を担当しています。

近年、後見人（第三者）による支援が必要となる高齢者が増加しています。家族や親戚がいない、または家族がいても事情があって頼ることができないというのが主な理由です。

このような方は、常に心のどこかで不安を抱えて生活されています。

シニアパートナーズさんには、法定後見制度、任意後見制度、身元引受サービスと多岐にわたりお世話になっております。入院や施設入所では 24 時間連絡を取ることのできる緊急連絡先がないと受け入れてもらうことが難しい場合が多く、個人ではなく法人として対応していただけるので、ご本人はもちろん、関係者の方も安心してお願いすることができました。以前、講演会でのシニアパートナーズさんからのお話の中で「不安を抱えたまま余生を過ごすのと、不安に備えて余生を過ごすのでは、残された時間は同じだとしても、その生涯には大きな差が生じるのではないでしょうか」という言葉がありました。私も相談者の話を伺っていると「その通りだ」と感じます。　法定後見制度でお世話になった方や、任意後見契約をしていただいてこれからお世話になる方も、おかげさまで皆さん安心して生活されております。ありがとうございます。そして、これからもよろしくお願いいたします。

4年後のお手紙
宮城県A市 地域包括支援センター 社会福祉士 様

近年、高齢者の抱える不安や課題も様変わりしてきたように感じます。その中でも、子供や親族が全くいない場合や、いても関係性が悪く支援してもらえない高齢者の相談が増えています。親族に支援者がいない方が、認知症の発症や身体機能の低下等により何らかのサービスが必要になった場合、現状では身元引受人や緊急連絡先がないことを理由に、契約や手続きが成り立たず、支援を受けられない場合が殆どです。この場合、友人・知人や行政では限界があります。そのような相談者について、これまで数多くシニアパートナーズに相談させていただき、何らかの支援に繋いでいただきました。高齢者を支える者として、支え手が不足するこれからの時代、関係者間の連携がさらに必要だと感じています。今後とも協力して共に高齢者の支援ができれば幸いです。

宮城県B市　地域包括支援センター　社会福祉士 様

シニアさんとの出会いは数年前に開催されたセミナーでした。会場で可愛いガーベラの花を頂戴したのを今でも覚えております。ガーベラの花言葉は「希望」と「前進」です。後々私の励みとなる花言葉になりました。

2回目のセミナーは仙台駅前のビルの一室で開催されました。係の方の丁寧な説明と「不安を抱えて余生を過ごす時間は残された人生にどれだけマイナスになるか」という話に感動し、今まで私が思っていた「何とかなるさ」と言ういい加減な気持ちに気付かされました。

兄弟に恵まれ、遠くに子供もおります。でも全てを頼む事や、迷惑をかけられる関係ではありません。その後、シニアさんの内容を詳しく知りたいと思う様になり、個別に相談し安堵したのを覚えております。それから3～4年が経過した頃、歳を増すごとにこのままではどうなるのか？　この預金で足りるのか？　病気になったら、認知症になったらと不安は募るばかりです。趣味の囲碁、針仕事を楽しむ中、何をしているのだろう？　こんなことをしていていいのだろうか？　ただ生きているだけなのだろうかと自暴自棄になり、これでは駄目だと思い、シニアさんに再び電話し相談にのって頂きました。パンフレットを送って頂き、お忙しい時間の中、一から私の話に耳を傾けてくださり、公証人の先生にもご来訪していただき丁寧な説明を聞き、シニアさんにお世話になる事に決めました。シニアさんは毎月来訪して下さり、私の希望や悩み等を聞いてくれます。

そのお陰で夜はしっかり熟睡できるようになりとても有り難いです。現在はメリハリのある安心できる生活になり、毎日充実した日々を送っております。私一人の為にいつも笑顔で沢山の時間を下さり本当に有難うございます。彼岸に至りましたらガーベラの花をそっと片隅に飾り、感謝しながらシニアパートナーズ同窓会に参加したいと思っております。

これからも一人でも多くの方々の相談にのって頂きたいと思います。益々のご活躍をお祈り申し上げます。

宮城県C市　K・A 様

今年もあとわずかとなりました。お忙しくお過しのことと思います。
妹 ○○○　が　鈴木様はじめ皆様に大変お世話になりましたこと遅くなってしまいましたが心から厚くお礼申し上げます。
また お葬儀の際には、立派なお花をありがとうございました。とても嬉しくいただきました。感謝申し上げます。職員の K さんには細やかなお心遣いをたくさんいただき、私にも良き出会いでした。感謝の気持ちでおります。　（中略）
長い間、妹がお世話になりました。皆様には、ほんとうによくしていただいたと思います。妹もあの世でそう思っていることでしょう。
私も父母、夫、妹の冥福を祈りながら、これからを過ごしていきたいと存じます。
鈴木様にもお目にかかることが出来、父や母のお位牌のご相談の折には直接お話でき幸いでした。
ありがとうございました。

どうぞ良いお年をお迎え下さいませ。
皆様のご健康とご多幸そして、シニアパートナーズのご発展を心よりお祈り申し上げます。

仙台市泉区M様のご親族より

鈴木佳寿代表との出会いのきっかけは、私が勤務をしております中小企業基盤整備機構の相談窓口に、2013年に経営相談で来所いただいたことが始まりです。「一般社団法人シニアパートナーズ設立趣意書」と書かれた茶色のクラフト封筒を持って来所いただいたことが、昨日のことのように思い出されます。
鈴木佳寿代表及び職員の皆様は、ご利用者の「これから」の不安の解消に対してだけでなく、それぞれの方の「今まで」に対しても寄り添いご相談に応じられております。
それは終いだけのお手伝いではなく、ご利用者の今まで歩んできた人生そのものの「寄り添い」に他ありません。
鈴木佳寿代表と話しをさせていただいて感じることは【真心】ということです。お付き合いをさせていただくご利用者の「不安」を煽ることではなく、イマとココを「安心」に変えて（換えて）いくことを、鈴木代表や職員の皆様は真っ直ぐな心で行っています。
最後に看取ってほしい人として鈴木代表や職員の皆様との縁（えにし）を大切にされたいご利用者も多いと聞いております。
そういった意味では真の「パートナー」そのものです。
何らかの縁によってシニアパートナーズと出会う方々が、今までの肯定とここからの不安が解消されイマとココの幸せが増えていくことでシニアパートナーズさんがますます発展することを願っています。

共に考え共に行動するパートナー
合同会社阿部マネジメントオフィス　代表　阿部 憲夫 様

拝啓　向寒の候　あなた様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
先日は、高齢者等虐待防止講演会において、ご多忙中にも関わらずご講演賜り心より御礼申し上げます。
今回の講演会では、難しい制度と思われがちな成年後見制度を法定後見制度と任意後見制度の二つの観点から分かりやすくご講演いただき、将来に備える上でも大変有意義なものとなりました。
今後は、ご講演いただいた貴重な内容を高齢者等虐待防止に活かしつつ、成年後見制度の普及啓発に努めていきたいと思いますので、変わらぬご指導ご鞭撻ほどよろしくお願い申し上げます。
略儀ながら、まずは書中をもちまして御礼申し上げます。

N市長　様

平成12年（2000年）4月の実施開始以来、成年後見制度は四半世紀近く運用されてきました。成年後見あるいは成年後見制度という言葉自体は、相当浸透したと思われますが、この制度が国民の間で幅広く受け容れられ、活用されているかということになると、制度利用者の数が令和4年（2022年）末時点においても約24万人余にとどまっている現状に照らせば、まだまだ改善の余地があるといえるでしょう。
ひと口に成年後見制度といっても、家庭裁判所が主導する法定後見と、当事者が契約という形で利用する任意後見とでは手続面においても内容面においても差異があり、同様に論じることはできませんが、制度運用開始後、四半世紀近くの実務経験を踏まえ、いくつかの重要な課題が指摘されています。例えば、ひとたび後見人が選任されると本人（被後見人）死亡まで後見が続くというのではなく、一定の期間限定で後見制度を利用できるようにするべきではないか、本人の財産の管理及び身上保護という二点が後見制度の目的であるのに、現状は財産管理の面に重点が置かれすぎているのではないか、といった問題です。現在、法務省などの関係機関・団体において改善策を検討していると聞いていますが、利用する者にとってより使い勝手の良いシステムになることを願っています。
ところで、成年後見の制度設計は国の政策によって大枠が決められますが、制度を実際に運用するのは人間です。いくら制度が優れていてもそれを動かす人間に問題があれば、せっかくの制度も画餅に帰してしまいます。成年後見の仕事に従事する人間に求められる資質とは何でしょうか。それは、ご本人やその家族の話に十分に耳を傾け、ご本人らの意向を尊重しながら息長く、かつ親身になって寄り添うことができることだと思います。そして、シニアパートナーズの皆さんはこのような資質を備えた人たちです。後見実務に携わる中でシニアパートナーズがこれまでに蓄積してきた知見・経験は、地域社会にとって貴重な財産であり、これから成年後見制度を利用しようとする人たちにとっても大きな安心につながるでしょう。
著しい高齢化が進む我が国では、団塊の世代（昭和22年（1947年）4月2日生～昭和25年（1950年）4月1日生）が75歳以上になる令和7年（2025年）の時点で認知症になる人が約700万人に上ると推計されています。また、高齢者の中においては、単身世帯が多くの割合を占めると予測されています。これらの高齢者が必ずしも後見制度の対象者になるわけではありませんが、地域社会の結束力が弱まっている時代にあって、周囲の援助を必要とする人が孤立するようなことは何としても避けなければなりません。判断能力が低下した人を支援し、尊厳をもって人生を送ることができる社会を築くため、官民が協働して力を尽くすことが求められています。言うは易く、行うは難し、ですが、成年後見制度のさらなる発展のため、シニアパートナーズにおかれては、ひとり一人の職員の一層の研鑽に加え、各自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係諸機関とのネットワークづくりにも力を発揮され、地域住民の拠り所になっていただきたいと思います。頑張ってください。

元公証人
弁護士　柏村隆幸 様